

# 美作国津山藩分限帳の分析

河 手 龍 海

## 1. は し が き

江戸時代諸藩に関する分限帳の研究は、その数必ずしも少しとしない。しかし、津山藩に関するそれは、管見の及ぶところ、まず皆無に近い。これが、本論稿に着手したゆえんである。ただし、津山藩々政史料たる愛山文書の史料が整理中により、その原史料に接し得ず、既刊の津山温知会誌所収の断片的史料に頼らざるを得ず、ために、藩政の詳細且適確なる分析が出来得なかったことを遺憾とすると共に了解いただきたい。

## 2. 津山藩歴代藩主の概要

津山藩分限帳を分析するにあたっては、同藩々主の履歴、系譜の概要把握が甚だ関係深い。津山藩主の系譜は次表の通りであるが、その初期と中期及び幕末天保期とに問題を含んでいる。

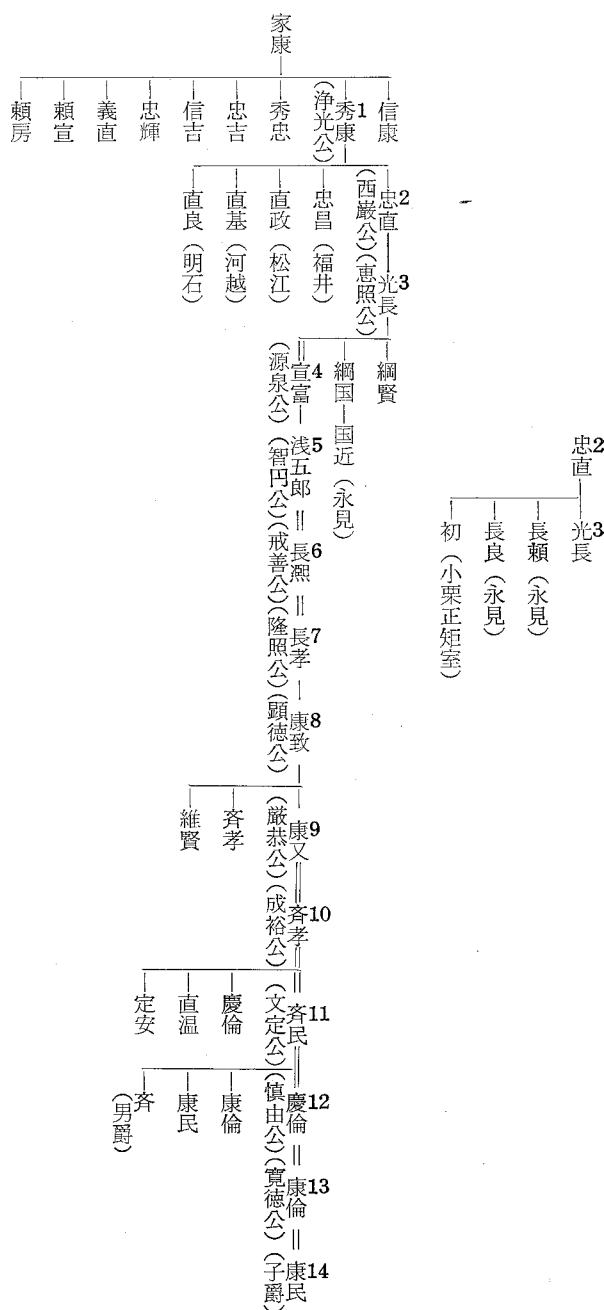
慶長5(1600)年9月、関ヶ原の役に勝利を占めた徳川家康は徳川幕藩体制の基礎を確立すべく、一門(親藩)、譜代大名の配置転換を断行した。この際、越前、尾張は1国1藩制を採用し、前者に結城秀康67万石、後者に松平忠吉52万石、その他、常陸水戸に武田信吉15万石、下総佐倉に松平忠輝5万石を配した。このように、越前に結城秀康が配置され、本多富正が付家老とされたことが越前松平家形成の端緒となっている。

結城秀康は幼名を於義丸といい、徳川家康の第2子である。母は永見氏で、天正2(1574)年の生誕である。戦国期の常である政策略の犠牲となり、天正12(1584)年豊臣秀吉の養子となり、名を秀康、従四位下侍従兼三河守に進み、河内3万石を与えられた。天正13(1585)年左近衛権少将、同16(1588)年左近衛権中将に進んだ。ついで、天正17(1589)年結城晴朝の養子となり、翌18(1590)年10万1000石を襲封、参議に進んだ。かくして、慶長5(1600)年越前75万石に封ぜられ、慶長10(1605)年正3位権中納言に昇った。しかし、慶長12(1607)年唐瘡と腎虚のため34才の若さで薨去した。

以上の履歴で明らかな如く、家康の2子でありながら早く

より他家の養子嗣となったため、家康の嗣たることができず、秀康としては甚だ不本意であった。

秀康は天性英武で、よく士を愛したから、弟秀忠将軍に属するをいさぎよしとせず、そのため、専恣のふるまいが多かった。当時越前家を「制外の家」といったのはかかる実情を



意味した語である。幕府にとって一敵国の感があったが容易に削封することは困難であった。<sup>⑥</sup>

秀康（浄光公）の子越前宰相忠直（西巖公）は慶長12（1607）年13才で襲封し、同16（1611）年従4位上、左近衛権少将、元和元（1615）年従3位、参議、兼左近衛権中将に昇った。<sup>⑦</sup>忠直はその性父秀康に及ばず、家臣本多伊豆、久世但馬らと、今村掃部、清水丹後らの確執闘争を制御し得る力量に乏しかった。しかし、多年秀康の土を養った効果は大坂夏の陣において遺憾なく現われ、同陣における戦功は越前家随一の評をとった。<sup>⑧</sup>

しかし、それに対する行賞は意外に薄く、前記の如く、僅か従3位参議の叙任にすぎなかった。行賞の不満と徳川義直（尾張家）、頼宣（紀伊家）の下風に立つをいさぎよしとしなかった忠直もまた違法、驕怠のふるまいが多かった。

徳川秀忠は遂に旨を諭して忠直を致任せしめ、元和9（1623）年豊後府内に忠直を移し、忠直の子光長（恵照公）を越後高田25万石に削封して転封させ、かわって、忠直の弟忠昌を高田より越前福井に移し、52万5000石を領せしめた。忠直は配所において落髪し一伯と号し、食邑10000石を給された。かくして、慶安3（1650）年56才で薨じた。<sup>⑨</sup>

結城秀康の悲劇は後に徳川の本姓に帰ったとはいえ、<sup>⑩</sup>政略的に他家へ養子に遣わされ、「秀吉養子に致たきとの所望に任せ遣し候後は我らの子にては無之」といわれた如く、徳川氏を離れたことに原因する。しかし、秀康の時は格式甚だ高く、秀忠もその庶兄の意味において友愛の待遇を忘れていない。例えば、秀康の参府に対し秀忠が品川まで出迎えるとか、登城に際し迎えるの礼遇はその具体的あらわれである。しかし、秀康、忠直の行動は幕藩体制確立に際しては障害であり、また、その危険性のために、遂にその犠牲を要求されることになったといえる。このため越前家の格式は三家に比べ一段と落ちざるを得なかった。<sup>⑪</sup>

越前家の悲劇は、秀康、忠直2代に止まらず、3代光長（恵照公）の上にもつきまとった。光長封を越後高田に得るや、はじめて松平氏を称し、荻田隼人、小栗五郎左衛門両名の執政を得てその初政を飾った。<sup>⑫</sup>光長は元和元（1615）年越前北荘に生れ、幼名を仙千代という。寛永元（1624）年越後高田に削地25万石移封後、寛永6（1629）年従4位下、左近衛少将、越後守となり、家光の一字を賜って光長と称した。慶安4（1651）年従3位、右近衛権中将に昇った。<sup>⑬</sup>

荻田隼人、小栗五郎左衛門の死後、小栗正矩（美作）荻田主馬が代って事を執ったが、小栗正矩は藩主光長の妹初を娶り、ようやく権勢を恣にした。光長はその子左近衛権少将綱

賢死去（延宝2年）の後、光長の弟永見長頼の子綱国を養って嗣とせんとしたが、小栗正矩にさまたげられ、正矩の子正治をこれに代えんとした。ここに、光長の異母弟永見長良（大蔵）、荻田主馬と小栗正矩の対立が生じ、幕府提訴の訴訟問題が生じた。世に越後騒動とも、藩臣結党騒擾ともいわれる事件がこれである、大老酒井忠清の命により大目付渡辺綱貞の裁定となったが、結果は小栗正矩の勝訴となった。しかし、これを機に藩内は動揺し、国政はいよいよ乱れた。<sup>⑭</sup>

越えて延宝8（1680）年徳川綱吉大統を継ぐや、將軍権力の確立と綱紀ひきしめを策し、翌天和元（1681）年この事件を再び自ら親裁した。その結果、両者を対決させ、小栗親子に切腹を賜い、永見大蔵、荻田主馬は家中騒動不忠の故をもって八丈島へ流罪、岡嶋壱岐、本多七左衛門は三宅島へ、大栗兵庫、同十蔵は大島へそれぞれ流された。一方、藩主に対しても追求の手をゆるめず、光長に対しては、国の仕置き不調法のかどをもって領地改易の上伊予松山松平隠岐守定直に御預け、御蔵米1万俵給与されるに至った。また、光長の養子綱国もこれに連座し、備後福山水野美作守勝任に御預け（御蔵米3000俵）となった。<sup>⑮</sup>

貞享4（1687）年光長赦されて江戸に帰り、柳原に邸を賜わって蟄居、廩米3万苞を給せられた。元禄10（1697）年致仕、宝永4（1707）年93才の長寿を保って薨じた。<sup>⑯</sup>

この間、光長は武蔵河越の領主松平大和守直矩の3子矩米（宣富源泉公）を養って、元禄6（1693）年嗣とした。長矩は光長の再従弟に当る。長矩は元禄7（1684）年従4位下、左衛門督、ついで備前守になり、元禄10（1697）年光長致仕と共に廩米3万苞を賜わり侍従に進んだ。<sup>⑰</sup>

翌元禄11（1698）年御直上意をもって美作国10万石に封ぜられた。これ即ち、津山松平氏の祖である。のち、文昭公徳川家宣の一字を賜って宣富と改め、榮進して左近衛権少将、越後守となったが、享保6（1721）年42才をもって薨じた。<sup>⑱</sup>

松平宣富の子浅五郎（智円公）代襲封したが、享保11（1726）年、年11才で死去、嗣なきため、幕府特命により、宣富の弟松平知清の第3子長熙（戒善公）を継家せしめた。ために領地は削封半され、5万石となった。<sup>⑲</sup>

幕府の法として嗣なきは断絶改易と定っていたが、改易をまぬがれたのは徳川氏の一門結城宰相家の家筋と勤功によるもの、また、徳川家綱以降の文治政策が幸いしたといえよう。「法無嗣則当絶祀、而猶独存祀者従寛典也」とあるのは、この間の消息を物語るものである。<sup>⑳</sup>

長熙は幼名を又三郎、享保5（1720）年生れ、津山5万石を襲封してのち従4位下、越後守となったが、享保20（1735）

年、年16才で薨じた。

長孝（隆照公）<sup>24</sup>は出雲松江松平氏の分家、出雲広瀬松平飛騨守近朝の第3子で、のち、長熙の養子嗣となり、長熙の死と共に襲封した。従4位下、越後守、侍従と進んだが、宝暦12（1762）年38才で薨じた。

康致（諱康哉）（顕徳公）<sup>25</sup>は長孝の子で宝暦2（1752）年に生れ、幼名を仙千代といった。襲封後従4位下、越後守から侍従に進んだが、寛政6（1794）年43才で薨じた。（明治43年陸叙従3位）。

康又（厳恭公）<sup>26</sup>は康致の子で天明6（1786）年生れ、寛政6（1794）年襲封ののち、従4位下、越後守となったが、文化2（1805）年20才で没した。

以上、浅五郎より康又に至る数代80余年は、減地5万石で幼藩主が比較的多く、位階も従4位下、越後守、まま侍従に進むを例とした。

ところが、齊孝（成裕公）の時代を迎えて局面が一変且好転した。齊孝は康致の第3子、康又の弟である。康又子なきため養子嗣となって襲封し、従4位下から侍従に進み、越後守となったが、嗣子なき故をもって、徳川家齊の第16子齊民（銀之助）を迎えた。ために、文化14（1817）年5万石が増加され、10万石に復すに至った。職階も左近衛権少将から左近衛権中将に進み、従4位上に昇った。齊孝の1字は家齊に賜ったものである。いわば忠直、光長の職階に大分近づいたといえる。これは、津山松平の格式の上昇を意味する。

齊民（確堂）（文定公）<sup>28</sup>は天保2（1831）年襲封後、安政2（1855）年致仕までの間に、正4位上左近衛権中将、越後守を兼ねた。明治維新以降は徳川宗家16代徳川龜之助（のち家達）の後見となって尽力し、明治24（1891）年78才で薨じた。

慶倫（慎由公）<sup>29</sup>は齊孝の第4子で、のち齊民の養子となり襲封した。正4位下、左近衛権中将として、元治、慶応両度の征長役に参加したが、明治4（1871）年45才で没した。

慶倫（寛徳公）<sup>30</sup>は齊民の4男、慶倫の養子となり、従4位上、侍従、兼美作守に進み、明治4年嗣家したが、明治10年米国遊学後22才で没した。

康民は齊民の5男で、明治11（1878）年嗣家し、子爵、貴族院議員（4選）、大正10（1921）年従2位に叙せられ、同年62才で薨去した。

齊民の津山藩襲封以降は幕末維新时期における保守開明の対立を深刻化させたものと想像する。また、格式も上昇し、金十字投鞘対鎗使用特許は、秀康、忠直、光長3代の旧例に復したことを意味する。

### 3. 津山藩における譜代家臣団の形成

津山藩における藩士の基本的格式の条件は同藩初期3代（秀康、忠直、光長）の間における行動に関係する。

初期3代の変転は転封、改易、削封、配流によって示されているが、徳川家光の駿河大納言忠長に対する如き、死罪の極刑がなかったことは越前家にとって幸であった。

忠直の配流、光長の流遷は、家臣に取っては生活上の危機到来を意味する。この間、主家を離散する者多かったと考えられる。また、一方主家と運命を共にし、苦難に打ち勝った家臣も僅少なながら存在する。

津山藩譜代家臣層の形成はこの間に存在する。津山藩譜代家臣が初期3代に勤仕した有功の士を以って形成されていることは後述するが、光長、綱国配流の際における実態を史料に基づき記載する。

文化3（1806）年安藤次保編「笑之種草書」及び、編者不詳、安政5（1858）年の写しになる「一滴集抜抄」<sup>34</sup>は越後騒動事件後、光長、綱国両名の配流と、それに供奉した家臣数十名の忠節を懐古的に称賛している。蓋し、著者家そのものも譜代の臣で、家名顕彰の意図を持っていたであろう。

「笑之種草書」によると、延宝9（1681）年光長の伊予松山配流に供奉した家臣を次の如く記載している。

伊予松山へ御供之面々

|                |        |
|----------------|--------|
| 7百石御詰衆         | 佐久間主計  |
| 駕籠1棹馬2匹        | 家来与助   |
| 3百50石大御目付      | 瀨美権左衛門 |
| 目付組10人         |        |
| 駕籠1棹馬2匹        | 家来久助   |
| 2百石御留主居        | 伊藤善八郎  |
| 駕籠1棹馬2匹        | 家来与藏   |
| 4百石弓物頭組20人     | 黒田彦四郎  |
| 駕籠1棹馬1匹        | 家来八藏   |
| 2百石御小納戸        | 小須賀藤兵衛 |
| 駕籠1棹馬2匹        | 家来角助   |
| 50石7人扶持御小納戸    | 大熊六左衛門 |
| 駕籠1棹馬1匹        | 家来吉左衛門 |
| 2百石御刀番御髪上      | 佐久間奎之助 |
| 馬1匹            | 家来老助   |
| 2百石 同上         | 渡部惣右衛門 |
| 馬1匹            |        |
| 40石6人扶持 御仕着御膳番 | 黒田孫三郎  |
| 馬1匹            | 家来小利助  |
| 40石6人扶持 御仕着御小姓 | 山田次郎三郎 |
| 駕籠1棹馬1匹        | 家来形助   |
| 20人扶持 並医者      | 大館玄周   |
| 馬1匹            | 家来八藏   |
| 3百石御帖筆         | 海老原孫助  |

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 駕籠1 掉馬1 匹           | 家来伊兵衛  |
| 30石5人扶持 常詰小従人       | 太田 仙助  |
| 馬1 匹                | 家来権助   |
| 30石5人扶持 小従人         | 下村供右衛門 |
| 馬1 匹                | 家来九藏   |
| 13石3人扶持 御帳付         | 入江吉左衛門 |
| 馬1 匹                | 家来作助   |
| 金5兩2歩2人扶持 御仕着御側坊主   | 太田徳齋   |
| 馬1 匹                | 家来七兵衛  |
| 8石2人扶持御城掃除番         | 市村 順弥  |
| 馬1 匹                | 家来吉十郎  |
| 金2歩2人扶持 御仕着御祐筆部屋小坊主 | 尾崎 久伝  |
| 馬1 匹                | 家来太兵衛  |

|         |          |
|---------|----------|
| 足 軽     |          |
| 10人氏名略す | 右10人ニ馬5匹 |
| 中 間     |          |
| 20人氏名略す | 右20人ニ馬4匹 |

一方、備後福山に配流された更山公綱国に供奉した藩士中、判明するものを挙げる。

備後福山へ御供之面々

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 4百石御奏者          | 本多宇右衛門   |
| 馬1 匹            | 家来勤助     |
| 50石7人扶持 御仕着小納戸  | 安藤 勲負    |
| 馬1 匹            | 家来作助     |
| 30石4人扶持 御仕着御小納戸 | 加藤 又五郎   |
| 金3兩被下           |          |
| 馬1 匹            | 家来角助     |
| 30石5人扶持 御仕着小姓横目 | 舘 喜左衛門   |
| 金1枚被下           |          |
| 馬1 匹            | 家来門助     |
| 30石4人扶持 御仕着御小姓  | 中島 惣四郎   |
| 馬1 匹            | 家来喜八     |
| 外に15人（名前略す）     | 右15人に馬5匹 |

以上のほかにも供奉した家があるかと思われるが、奉公書その他の史料に基づいて検討を加え得ないので他日を期すことにしたい。配流中の生活が如何に単調であり、前途に希望なく、経済的に不如意であったかは、制限があったとはいえ、供奉者が僅少であり、足軽、中間に至っては病氣と称する脱落者があまりにも多かったことから想像できよう。「御暇願込も致さは御暇も可出」き状況下において、苦難を排して供奉した家臣は本来の忠臣といわねばなるまい。石高から見ても、佐久間主計の7百石は別として、2～3百石、百石以下の中下土層が比較的多く、高禄重臣にして供奉にもれた者が多かったように思われる。されば、「重役之内二十人其列に洩たるは不審也。何としてか後世其場を不知、年を重ね、妻子眷族の行末をはかるや呉々忠臣甚不審可考々々」といっているのは、この間の消息を物語るものであり、いつの世も、

艱難の中における忠臣の少なきを示しているものと考えられる。

以上の史料と今一つの史料「一滴集抜抄」の光長、綱国配流関係の記録を比較すると、両者の間に多少の誤差が感じられるが、全く同一内容と見てよいと思われるので註記するを省略した。

以上、冗長を顧みず記載したゆえんは、右の事件が津山藩士家格決定の重大ポイントになっているからである。次に、津山藩家臣団の家格を順序にしたがい7等級に分類してみ

|       |      |
|-------|------|
| 御 譜 代 | 33家  |
| 古 参   | 23家  |
| 古参御取立 | 42家  |
| 新参士格  | 139家 |
| 士格新参並 | 47家  |
| 世代士格  | 100家 |
| 新参御取立 | 194家 |
| 計     | 578家 |

以上の家筋のうち、最も門地高く、かつ藩主に信頼され、また優遇されたのは御譜代家であった。御譜代家33家を記録により記載すると次の諸家である。

|     |     |         |     |     |
|-----|-----|---------|-----|-----|
| 佐久間 | 山 田 | 永 見（松平） | 安 藤 | 大 熊 |
| 本 多 | 小須賀 | 伊 達     | 大 橋 | 渡 部 |
| 佐々木 | 海老原 | 小 沢     | 伊 藤 | 瀧 美 |
| 黒 田 | 市 村 | 入 江     | 太 田 | 広 瀬 |
| 柴 山 | 太 田 | 植 木     | 海老原 | 佐 藤 |
| 江 口 | 長 沢 | 近 藤     | 下 村 | 平 井 |

「鶴山藩譜抜抄」によると、御譜代に就いて次の如く規定している。

1. 御譜代ハ浄光公（秀康一筆者註）御代ヨリ奉仕シ、元和元年惠照公（光長一同上註）伊予国松山ニ、更山公（綱国一同上註）備後福山ニ御移転ノ時供奉シ、又ハ京都、江戸ニ在勤シ、或ハ源泉公（宜富一同上註）ノ御停役等ニテ悉ク旧来勲功ノ家筋ナリ。

光長、綱国に供奉した家臣が譜代家となっている。ちなみに、供奉家臣の氏と譜代33家の氏とを比較すると殆んど一致する。

次に古参家以下に関しその基準を示すと、

1. 古参ハ貞享4年、惠照公松山ヨリ江戸柳原ニ御帰邸以後、元禄11年源泉公美作国拾万石御拜領以前ニ士格以上ニ召出サレシ家々ナリ。

とあり、貞享4（1687）年から元禄11（1698）年に至る、いわゆる柳原屋敷居住時代約10年間に帰属した家臣を指す。

古参御取立については、

- 古参御取立ハ、前ト同シ年間ニ士格以下ニ召出サレシ輩ニテ、追年士格家ニ御取立ニナリシ家々ナリ。

と規定してある。古参と古参御取立両者の区別は、柳原時代に士分に取立てられたか卒に取立てられたかの相違にある。元禄初年柳原時代の分限帳に記載されてある家臣数は80名である。(後の譜代、古参を含む)<sup>43</sup>、幕末段階において、譜代、古参、古参御取立の合計は98家であり、譜代、古参はそのうち56家である。<sup>44</sup>したがって、数的に見れば、柳原時代の士格以下も、その後殆んど古参御取立の恩恵に浴したものだと思われる。<sup>45</sup>

御譜代家は578家の全体から見ると6%弱、古参家は4%弱、古参御取立は7%強、3者の合計は17%弱である。如何に柳原時代までの残存家臣が僅少であり、寡頭政治であったかが考えられる。

次に士格新参は、

- 士格新参ハ、源泉公拾万石御拝領以後、明治2年慎由公(慶倫一筆者註)版籍奉還以前、士格以上に召出サレシ家々ナリ。

士格新参は其の数139家で新参御取立について多く、全体の24%を占めている。

新参士格並は、

- 士格新参並ハ、源泉公御一代、享保6年2月マデニ士格以下に召出サレシ家々ナリ。然ルヲ、慎由公コノ家々数代多年ノ精勤ヲ思召シ、慶応3年士格新参並ノ御取扱ニナシ下サレタル家々ナリ。

此順序ハ出身ノ新古ニ拘ラス、新参並拜命ノ年月格式ノ順次ニ従フ。<sup>46</sup>

とある。新参士格並の取扱いは、数代多年の功績が決定要素であるから、一面人材登用の意も含まれていたかも知れない。特に、登用昇格の時期が慶応3年であったことは、元治、慶応両役の征長役をはじめとする軍事編成上の登用であったと推測される。

以上の五類は津山藩士格の中核であった。従って、「士格小従人組(後二十等トナス)ニ止ル家格ナレトモ、故アリテ不座大役人ニ下リタレハ、其嗣子小役人ニ下ル、然トモ、其子孫勤功ヲ以テ小従人組ニ昇レハ家格旧ニ復ス」ことになっていた。<sup>47</sup>家格と家督相続、家格と職制関係は後述にゆずる。

次に、世代士格、新参御取立の両者については、

- 世代士格ハ、士格以下ニ召出サレ、累代ノ中ニ士格ニ昇進セシ家ヲ次ニ掲ル新参御取立ノ部類中ヨリ別録セル家々ニテ順序ハ昇進ノ年月ニ従フ。

- 新参御取立ハ、士格以下ニ召出サレシ家々ナリ。中ニモ、成裕公(齊孝一筆者註)御増封後ニ召出サレシモノ多シ。<sup>48</sup>

と定められていた。齊孝以降士格以下に召出された者の多い理由は、享保12(1727)年5万石に半知され、多数の家臣整理を行なったこととの関係事項による。津山藩家中、新参御取立が194家で33%強の比率を占めている内容は、享保12年の家臣整理と深い関係を持つことによって興味深い。かかる意味において、家臣整理の1例証として享保12年整理内容を分析してみる。<sup>49</sup>

享保12年御減知ニ付御暇人名帳

| 石高        | 格職別     |     |     |
|-----------|---------|-----|-----|
| 70 俵      | 大 番 組   | 52人 | 48人 |
| 6両3人扶持    | 小 役 人   | 29  | 34  |
| 100 俵     | 中 奥 組   | 23  | 21  |
| 10人扶持     | 小 従 人 組 | 16  | 16  |
| 5両3人扶持    | 坊 主     | 12  | 13  |
| 4両3人扶持    | 御 徒     | 11  | 12  |
| 7両3人扶持    | 大 役 人   | 8   | 9   |
| 10両4人扶持   | 番 外     | 6   | 8   |
| 20人扶持     | 御小姓組    | 6   | 7   |
| 50 俵      | 御使番格    | 5   | 6   |
| 150 俵     | 中奥大組    | 4   | 4   |
| 35 俵      | 物 頭     | 4   | 3   |
| 30人扶持     | 御 使 番   | 3   | 3   |
| 8両3人扶持    | 御持筒頭    | 3   | 1   |
| 7両2分4人扶持  | 物 頭 格   | 2   | 1   |
| 10人扶持金1枚  | 御 徒 頭   | 1   | 1   |
| 14両7人扶持   | 町 奉 行 次 | 1   | 1   |
| 32 俵      | 御 鎗 奉 行 | 1   | 1   |
| 50俵2人扶持   | 御鎗奉行格   | 1   | 1   |
| 15人扶持     | 医 師     | 1   | 1   |
| 300石10人扶持 | 本 道     | 1   | 1   |
| 5人扶持      | 書 役     | 1   | 1   |
| 35人扶持     | 計       | 1   | 193 |
| 75 俵      |         | 1   |     |
| 10両5人扶持   |         | 1   |     |
| 計         |         | 194 |     |

| 足軽御暇左之通 |      |      |
|---------|------|------|
| 御持組     | 一頭不残 | 20人  |
| 同組2組之内  |      | 10人  |
| 御旗組     | 一頭不残 | 10人  |
| 御先手組    | 四頭不残 | 60人  |
| 御長柄組    | 一頭不残 | 10人  |
| 御城代両組之内 |      | 8人   |
| 目付組     |      | 5人   |
| 使 組     |      | 記入なし |
| 計       |      | 123人 |

以上、石高別と格式（職）別とに分けて記載した。整理人数も上表以外に存在したかとも思われるが、現段階にあっては把握が困難である。しかし、大体を把握するには十分である。

整理された家臣の世禄は70俵の俵取りが52人で、194人中27%を占め最高である。その他は扶持取りが多く、下士層に集中している。300石10人扶持の知行取が1名いるが、これは医師である。したがって、上士層は整理の対象となり得ず、新参的な下士、足軽層に対象が置かれたといえる。

また一方、格式、役職の面から見ると、大番組が最も多くて48人、ついで中奥組、小従人組という下士層の線に整理の対象が集中している。これらの組は戦時ともなれば、番頭、中奥頭、小従人頭に従って実戦に臨む戦斗要員であるから人数も多い級である。整理対象者中の最多数を占めるのも当然といえる。比較的中格式と思われる物頭（3人）御使番（3人）が散見するが、その数に至っては甚だ僅少である。格式（職）の面から見ても上格式の家は整理の対象になっていない。

享保11（1726）年松平浅五郎10万石時代の分限帳において士格数638人であるから、整理者194人はその30%に相当する。領地半減の対象者としては少い方であろう。次に、領地半減<sup>⑤</sup>に対する石高の整理は把握することが困難であるが、上記整理者の俵取り、扶持取りの総量が5万石半減に相当するものとは思われない。いわば、領地半減に対するだけの減石にはなっていないように思われる。

#### 4. 津山藩士分限帳の分析

藩家臣団の基本的構造は格制にある。格制は軍事的編成に基づく身分構成であり、一般的に家老、番頭、物頭、組頭、平士、徒、足軽などの呼称で表現されている。しかし、一方武士は同時に行政面を担当する行政官（官僚）<sup>⑥</sup>的要素を兼ねるため、その持つ職制の重要性をも無視できない。平和時代においては、官僚的要素の方が重視された傾向さえある。したがって、近代国家の組織の如く、武官、文官（官僚）の区別が判然とせず、武官兼行政官の重複的要素をもっていた。従って、軍事的階層を意味する格制と、行政的意味の職制とが相密着し、甚だ性格を複雑なものにした。そのみならず、更に、如上の如き譜代、新参等の家格が加わり、混然ミックスされた形において、家臣団の位置が決定されていたのである。

津山藩の格式表現は、一般的に、御家老、御年寄、番頭、物頭、頭分、平士、役人の別があったが、それよりも更に具

体的に、次の表現を以ってあらわされている。分限帳の表現もこの表現を取っているのが多い。それによると、

|       |     |       |       |
|-------|-----|-------|-------|
| 御家老   | 御中老 | 御年寄   | 御用人   |
| 御奏者   | 大番頭 | 御小姓頭  | 大目付   |
| 中奥頭   | 御徒頭 | 小従人頭  | 寄合    |
| 物頭    | 御使番 | 番外    | 御小姓組  |
| 中奥組   | 大番組 | 小従人組  | 大役人   |
| 月並小役人 | 御徒  | 御納戸坊主 | 御用所坊主 |
| 次坊主   |     |       |       |

と規定している<sup>⑦</sup>。一見してこの格式は軍事的要素（番方）に基づく格制と考えられる。しかし一方、番方と役方（行政職）との両要素を持つものもある。例えば家老がそうである。戦時にあっては、藩主を補佐する参謀総長であり、また軍司令官でもある。しかし、平時にあっては行政官の最高官である総理大臣である。

以上の格式は、明治元（1868）年12月、形をかえて「藩士の等級を定め領政局御改革懸の名を以って左の通り」演達された。それによると、

| 新   | 旧     |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1等  | 御家老格  | 御中老格 |       |
| 2等  | 御年寄格  | 御用人格 |       |
| 3等  | 御奏者格  | 大番頭格 |       |
| 4等  | 御小姓頭格 | 大目付格 |       |
| 5等  | 中奥頭格  | 御徒頭格 | 小従人頭格 |
| 6等  | 物頭格   | 寄合格  |       |
| 7等  | 御使番格  |      |       |
| 8等  | 番外    |      |       |
| 9等  | 御小姓組  | 中奥組  | 大番組   |
| 10等 | 小従人組  |      |       |
| 11等 | 大役人格  |      |       |
| 12等 | 小役人別格 |      |       |
| 13等 | 小役人格  |      |       |
| 14等 | 御徒    | 御徒格  |       |
| 15等 | 坊主格   |      |       |

但し、明治2年9月、12等を削除して14等にし、10等以上を士族11等より14等までを卒族、是までの諸卒の分を卒部と呼称した。明治4年卒族に誤入した藩士11級乃至14級の者を士族に復し、明治5年3代相恩の卒を士族に、また、北条具にて元相統家の卒、元屋敷拝領の卒（40余名）、元1代卒（400余名）で民籍に属せし者、すべてを士族に編入した。

以上、明治初年における1～15等の区分もその内容に至っては江戸時代の格式と同一であることが明瞭であろう。

津山藩分限帳の表現に2種類がある。その1形式は格式役職を基準に表現した方法、今1つは世禄（石高）を基準に表

現した方法である。前者の例に宝永5(1708)年、享保11(1726)年の分限帳があり、後者の例に、文政12(1829)年、天保11(1840)年のものがある。世禄中心の表現は、世禄が固定し世襲化したことを物語るものであろう。

宝永5年の津山藩士分限帳は、元禄11(1698)年松平宣富が10万石に封ぜられて約10年後の時期に当る。また、享保11年の分限帳は、松平浅五郎10万石の時、翌12年には領地半減が令下する直前の年である。宝永5年から享保11年までの期間は約18年である。比較的生存者が両者にまたがり、比較に便であろう。また、比較上の煩瑣を防ぐため上土層に限ってみる。まず、宝永5年の分限帳を例にその家臣団の数を記載すると次の通りである。<sup>66)</sup>

宝永5年津山藩士分限帳

| 格職         | 人数 | 俸禄                           |
|------------|----|------------------------------|
| 御城代        | 6  | 1000石~1050石                  |
| 御年寄        | 6  | 200~750石                     |
| 添御城代       | 3  | 200~500石                     |
| 御奏者番       | 6  | 180~350石                     |
| 大番頭        | 12 | 130~500石 10人扶持               |
| 御小姓頭       | 5  | 200~210石 30人扶持               |
| 大目付        | 10 | 100~140石 100~120俵            |
| 町奉行        | 2  | 130~160石                     |
| 中奥頭        | 10 | 85~300石 30人扶持, 100俵          |
| 小従人頭       | 11 | 100~250石 15~30人扶持            |
| 御旗奉行       | 2  | 150石, 100俵                   |
| 御先手組       | 6  | 130~240石 100俵, 20人扶持         |
| 御鎗奉行       | 2  | 100~130石                     |
| 江戸詰御先手組    | 3  | 100俵, 20人扶持                  |
| 御使番        | 16 | 80~100俵 20~30人扶持             |
| 御聞番        | 3  | 85俵 20~30人扶持                 |
| 江戸御取次      | 6  | 100俵                         |
| 御勘定奉行      | 4  | 70~100俵 20人扶持                |
| 大勘者        | 18 | 85~100石, 15石10人扶持<br>60~100俵 |
| 江戸詰 御振舞奉行  | 1  | 100俵                         |
| 江戸御勘定奉行    | 1  | 70石                          |
| 江戸切支丹奉行    | 1  | 100俵                         |
| 江戸御料理人頭    | 1  | 85石                          |
| 江戸御作事奉行    | 3  | 70石, 70俵                     |
| 佐藤職江組 御小姓衆 | 3  | 85石, 20人扶持                   |
| 御小納戸       | 6  | 110石, 10人扶持 50俵              |
| 御刀番        | 10 | 70~100俵 10人扶持                |
| 御膳番        | 8  | 70俵, 10人扶持                   |
| 御手道具奉行     | 2  | 10人扶持                        |
| 御櫛揚        | 2  | 10人扶持                        |
| 平御小姓       | 13 | 10人扶持 50~100俵                |
| 御小児姓衆      | 2  | 10人扶持                        |
| 駒井新八組小姓    | 3  | 80石, 100俵                    |
| 御小姓衆       | 7  | 10人扶持                        |

|                |     |                                   |
|----------------|-----|-----------------------------------|
| 渡部惣右衛門組大番衆(1番) | 18  | 50石, 10~15人扶持<br>70~100俵, 10両4人扶持 |
| 長沢又右衛門組大番衆(2番) | 21  | 60~150石, 46~100俵 5~10人扶持, 10両4人扶持 |
| 児玉藤右衛門組大番衆(3番) | 19  | 46石, 45~100俵 10人扶持, 10両4人扶持       |
| 大橋多宮組大番衆(4番)   | 18  | 50~70石, 50~100俵 5~20人扶持           |
| 入江縫殿組大番衆(5番)   | 15  | 46~70俵, 5~10人扶持 8人扶持              |
| 沢幡兎毛組常詰大番      | 25  | 50~60石, 70~100俵 10~15人扶持          |
| 朝比奈五郎八組中奥      | 4   | 70~85俵                            |
| 平中奥            | 9   | 50~70俵 10人扶持                      |
| 平野丹下組中奥        | 5   | 70~100俵 20人扶持                     |
| 平中奥            | 9   | 50~85石 70俵                        |
| 山田八左衛門組中奥      | 3   | 70石, 70俵 10人扶持                    |
| 平中奥            | 10  | 50~70俵 15人扶持                      |
| 大目付支配御祐筆衆      | 7   | 50~70石 70俵                        |
| 御城内火事番役        | 3   | 70石, 15人扶持 10両4人扶持                |
| 御奏者衆支配         | 12  | 200~500石, 10~25人扶持<br>8両3人扶持      |
| 御外科            | 5   | 100石, 15~16人扶持 6両3人扶持             |
| 大坂御留主居役        | 6   | 70~100俵, 10人扶持, 10両4人扶持           |
| 海老原源惣組小従人      | 13  | 70俵, 10人扶持, 7両3人扶持<br>~10両4人扶持    |
| 宮部清右衛門組小従人     | 12  | 70俵, 5~10人扶持 7両3人扶持<br>~10両4人扶持   |
| 海老名兵蔵組小従人      | 10  | 70俵, 10人扶持 7両3人扶持<br>~10両4人扶持     |
| 江戸詰小従人         | 7   | 10人扶持 8両3人扶持~10両3人扶持              |
| 小従人御役者         | 4   | 7両3人扶持~10両4人扶持                    |
| 大目付衆支配御祐筆衆     | 4   | 6両3人扶持~10両4人扶持                    |
| 同江戸詰御祐筆衆       | 5   | 10人扶持, 6両3人扶持~10両4人扶持             |
| 御勘定奉行支配大役人衆    | 4   | 5両3人扶持~10両4人扶持                    |
| 御勘者支配大役人衆      | 10  | 6両3人扶持~10両4人扶持                    |
| 御茶道衆           | 5   | 10人扶持 6両3人扶持~8両3人扶持               |
| 江戸詰大役人衆        | 1   | 7両3人扶持                            |
| 江戸御茶道衆         | 3   | 10人扶持                             |
| 御勘者支配小役人衆      | 33  | 10人扶持 4両3人扶持~7両3人扶持               |
| 御帳附            | 11  | 4両2人扶持~7両3人扶持                     |
| 御勘定奉行支配小役人衆    | 18  | 4両2人扶持~7両3人扶持                     |
| 大工棟梁           | 5   | 5両3人扶持~7両3人扶持                     |
| 御料理人衆          | 4   | 6両3人扶持~7両3人扶持                     |
| 江戸詰小役人衆        | 24  | 4両3人扶持~8両3人扶持                     |
| 笹木勘右衛門組御歩行     | 19  | 60石, 6両3人扶持~8両3人扶持                |
| 安嶋弥右衛門組御歩行     | 20  | 60石, 4両3人扶持~8両3人扶持                |
| 吉村友弥組御前坊主      | 11  | 4両3人扶持~8両3人扶持                     |
| 同支配御老中坊主       | 8   | 4両3人扶持~5両3人扶持                     |
| 御小姓衆目附坊主       | 1   | 4両3人扶持                            |
| 惣坊主衆           | 11  | 3両3人扶持~4両3人扶持                     |
| 御扶助方           | 10  | 12俵, 3~15人扶持                      |
| 計              | 634 |                                   |

津山藩の俸禄給与形態は知行取、扶持取、俵取の3種であった。知行取は105人で全体の16%強である。そのうち100石以上の者が73人となっている。知行取は津山藩家臣団の士土層を形成しているのみならず、役職に至っても重要なポストを占有している。扶持取は30人扶持を最高とし1人扶持に至るものである。俵取は120俵を最高に46俵を最低に、扶持取と共に中下土層を形成している。

次に、家臣団役職上の移動を検討する。<sup>②7</sup>

宝永5年、享保11年津山藩士分限帳

| 宝永5年        | 享保11年       |
|-------------|-------------|
| 御城代         | 御家老         |
| 1000石 安藤嘉藤治 | 1050石 佐久間主計 |
| " 山田主膳      | 1000 大熊将監   |
| 1003 大熊六左衛門 | " 安藤蔵人      |
| 1000 安藤勲負   | " 安藤造酒助     |
| 1050 佐久間主計  | 御城代         |
| " 渥美弾正      | 250 黒田要人    |
| 御年寄         | 御年寄         |
| 200 大熊将監    | 350 下村友右衛門  |
| " 安藤太郎左衛門   | 370 海老原孫助   |
| 750 本多左門    | 750 本多左門    |
| 450 加藤又五郎   | 350 大橋十太夫   |
| " 伊達与兵衛     | 500 山田主膳    |
| " 笹木兵左衛門    | 450 佐々木兵左衛門 |
|             | " 伊達与兵衛     |
| 添御城代        | 添御城代        |
| 200 黒田要人    | 500 古市太左衛門  |
| 250 館喜左衛門   | 大番頭兼役       |
| 500 伊藤善八郎   | 500 伊藤善八郎   |
| 御奏者番        | 御奏者         |
| 250 朝倉丈左衛門  | 200 市村数馬    |
| 350 海老原孫介   | " 児玉藤右衛門    |
| 240 小島新五右衛門 | 大番頭兼役       |
| 190 喜多村甚平   | 120 三原金太夫   |
| 180 小沢又右衛門  |             |
| 250 下村友右衛門  | 大御番頭        |
| 大番頭         | 大御番頭        |
| 370 渡部惣右衛門  | 330 小沢藤太郎   |
| 210 長沢又右衛門  | 160 佐藤職江    |
| 200 児玉藤右衛門  | 200 赤見求馬    |
| 350 大橋多宮    | 300 黒田彦四郎   |
| 130 入江縫殿    | 370 渡部惣右衛門  |
| 300 沢幡兔毛    | 160 太田定右衛門  |
| 220 加藤主税    |             |
| 10人扶持 伊藤平馬  |             |
| 500 古市金右衛門  |             |
| 160 入江喜左衛門  |             |
| 御小姓頭        | 御小姓頭        |
| 200 佐藤職江    | 150 石川左近右衛門 |
| 210 駒井新八    | 130 笠島舎人    |

|             |               |
|-------------|---------------|
| 30人扶持 沖重右衛門 |               |
| " 信太弥右衛門    |               |
| 210 広瀬半介    |               |
| 大御目附        | 大御目付          |
| 120 藤本十兵衛   | 210 広瀬半助      |
| 140 松波助之進   | 150俵 蟬江登弥太    |
| 120俵 石川万右衛門 | 100俵 柴崎小左衛門   |
| 100俵 各務八郎太夫 | " 成沢渡         |
| 100 蟬江登弥太   | " 金子多門        |
| 140 村山又兵衛   | " 村山郡八        |
| " 安井喜右衛門    | 220 太田仙助      |
| 130 三原金太夫   | 70俵 藤堂忠右衛門    |
| " 丹羽勘右衛門    | 20俵10人扶持 野条平蔵 |
| " 近藤善右衛門    | 30人扶持 渥美平内    |

以上宝永5年、享保11年両者の分限帳のうち、大目付格の線まで抽出した。

家老（城代）家は後には固定して浮動することがないが、宝永、享保分限帳にあっては多少の移動が窺える。即ち、山田主膳の減知と年寄への降等、逆に大熊将監の増封と昇格である。また渥美弾正の名が享保分限帳には見えない。次に、下村友右衛門が奏者番から年寄へ一等級上昇していること、奏者番の小島新五右衛門が小従人頭へ2等級降等していること、佐藤織江が御小姓頭から大番頭へ一等級上昇、三原金太夫が大目付から奏者番兼大番頭へ一等級上昇、太田仙助が小従人頭から大目付へ一等級上昇などの諸点が目につく。

以上、両分限帳を比較して、1～2等級の上下移動が窺えるが、数等級にも及ぶ大移動は見られない。これは後述の如く、相続人の幼弱、家格の上下によって一定の昇降が定められて居り、その範囲内における移動の程度に止まっていることを示す。しかし、一階級とはいえ、家老の移動は注目的である。知行の点も多少移動が見られる。かくの如く、格式（職）及び知行に移動があることは個人的能力伸張の余地を残したものであり、この傾向は戦乱期程はげしかったであろう。また知行が世禄化していないことを示したのもであろう。

次に、知行が世禄化していると思われる。文政12年、天保11年の分限帳の一部を抽出してみる。<sup>②8</sup>

文政12年、天保11年津山藩分限帳

| 文政12年             | 天保11年            |
|-------------------|------------------|
| 1050石 御家老格 佐久間英之丞 | 1050石 御家老格 佐久間長門 |
| 1000 御家老当職 永見小刑部  | 1000 御家老当職 永見小刑部 |
| " " 山田伊賀          | " " 安藤要人         |
| " 御家老格 安藤倫麻呂      | " 御家老格 山田伊賀      |
| " " 大熊都夫          | " " 大熊相模         |
| 750 御年寄格 本多次郎吉    | 750 御年寄格 本多左門    |



|     |              |        |     |                                 |             |         |    |          |     |                  |
|-----|--------------|--------|-----|---------------------------------|-------------|---------|----|----------|-----|------------------|
| 500 | 大番頭格         | 古市 隼人  | 500 | 大番頭格,<br>大目付,<br>御奏者介,<br>萩野流師役 | 古市 隼人       | 6俵      | 2  | 8石 3人扶持  | 4   | 月並小役人            |
| 450 | 物頭格          | 伊達与兵衛  | 450 | 寄 合                             | 伊達 頼母       | 5 "     | 2  | 24俵 3人扶持 | 9   |                  |
| 450 | 御寄合          | 小須賀唯一  | "   | "                               | 小須賀為之丞      | 20人扶持   | 2  | 21俵 3人扶持 | 9   |                  |
| 370 | 御年寄当役        | 渡部勘解由  | 370 | 御年寄当役                           | 海老原甲斐       | 15 "    | 9  | 7石 3人扶持  | 13  | 大役人              |
| "   | 番頭格<br>大目付   | 海老原極人  | "   | 大番頭格,<br>大目付, 御<br>奏者介          | 渡部勘解由       | 10 "    | 16 | 18俵 3人扶持 | 38  | {大役人,<br>小役人, 徒格 |
| 350 | 大番頭格         | 大橋鞍之丞  | 350 | 寄 合                             | 大橋 修理       | 9 "     | 1  | 6石 3人扶持  | 17  | 大役人<br>月並小役人     |
| 330 | 大目付格         | 小沢又右衛門 | 330 | 御年寄当役                           | 小沢又右衛門      | 7 "     | 4  | 5石 3人扶持  | 44  | {大役人,<br>徒格      |
| 300 | 御年寄当役        | 黒田彦四郎  | 300 | "                               | 黒田彦四郎       | 6 "     | 1  | 15俵 3人扶持 | 3   |                  |
| "   | "            | 古市 監物  | "   | "                               | 古市善八郎       | 5 "     | 6  | 4石 3人扶持  | 10  | 坊主               |
| "   | 小従人頭格<br>御使番 | 佐々木齋宮  | "   | 小従人頭格<br>御旗奉行<br>御長柄奉行          | 佐々木齋宮       | 4 "     | 2  | 1俵 3人扶持  | 1   |                  |
| 250 | 大番頭格<br>大目付  | 三原 外記  | 250 | 御年寄当役                           | 三原金大夫       | 3 "     | 16 | 5両 3人扶持  | 1   |                  |
| "   | 大番頭格         | 黒田 刑部  | "   | 御使番格                            | 黒田 職江       | 2 "     | 8  | 計        | 459 |                  |
| 300 | 番外御七代        | 井岡 道貞  | 300 | 中奥組                             | 井岡 友仙       | 8石 4人扶持 | 3  |          |     |                  |
| 240 | 中奥頭格<br>勘定奉行 | 松島 郡平  | 240 | 御小姓頭<br>大目付                     | 松島 郡平       | 6石 5人扶持 | 1  |          |     |                  |
| 220 | 大番頭格         | 太田 黙   | 220 | 寄合御使番<br>御船奉行<br>宗旨奉行           | 太田馬之允       |         |    |          |     |                  |
| 210 | 大番組          | 北郷門兵衛  | 210 | 番 外                             | 北郷門兵衛       |         |    |          |     |                  |
| "   | 小従人組         | 広瀬 亘   | "   | 小従人組                            | 広瀬 半助       |         |    |          |     |                  |
| 200 | 中奥頭<br>雲争流師役 | 村上源兵衛  | 200 | 御使番格<br>増見<br>町奉行               | 増見<br>右近右衛門 |         |    |          |     |                  |
| "   | 御小姓頭         | 増見 里見  |     |                                 |             |         |    |          |     |                  |
| 170 | 御小姓組         | 鈴木 仁作  | 170 | 番 外<br>御納戸御膳番                   | 鈴木 仁作       |         |    |          |     |                  |
| 160 | 物頭格          | 柴山 勇記  | 160 | 寄 合<br>奥御用取次<br>次御納戸            | 入江 右膳       |         |    |          |     |                  |
| "   | 御小姓組         | 植木 鉄蔵  | "   | 御小姓組                            | 植木 鉄蔵       |         |    |          |     |                  |
| "   | 御小姓頭格<br>大目付 | 入江 縫殿  | "   | 小従人組                            | 柴山 城介       |         |    |          |     |                  |

以下略

丈政12年松平中将齊孝10万石時代津山藩分限帳

| 石高     | 人数 | 石高    | 人数 |
|--------|----|-------|----|
| 1050石  | 1  | 135石  | 1  |
| 1000 " | 4  | 130 " | 4  |
| 750 "  | 1  | 120 " | 3  |
| 500 "  | 1  | 110 " | 1  |
| 450 "  | 2  | 105 " | 1  |
| 370 "  | 2  | 100 " | 24 |
| 350 "  | 1  | 85 "  | 4  |
| 330 "  | 1  | 80 "  | 6  |
| 300 "  | 4  | 75 "  | 5  |
| 250 "  | 2  | 70 "  | 30 |
| 240 "  | 1  | 65 "  | 1  |
| 220 "  | 1  | 60 "  | 7  |
| 210 "  | 2  | 50 "  | 61 |
| 200 "  | 2  | 30 "  | 1  |
| 170 "  | 1  | 50俵   | 14 |
| 160 "  | 3  | 45 "  | 33 |
| 150 "  | 8  | 37 "  | 1  |
| 140 "  | 2  | 34 "  | 1  |

上表は160石以上の家臣の記載である。両者を比較して知行に変化がないのは、一応世録が固定したことを意味する。格式の点においても家老は移動がない。物頭格伊達氏が天保11年寄合となっているのは一見移動に取れるが格式としては両者同格である。但し寄合に入ったことは非番に入ったことである。渡部、海老原の両氏は互に位置が変っている。大橋鞍之丞の大番頭格が大橋修理の代に寄合になっているのは、3等の降等を意味するが、次の段階において役付きにつく時間待ちと思われる。かかる例は以下いくらかも発見できるが煩瑣であるから省略し、津山藩の定めた昇任、降等規定を一見したい。寛保2(1742)年の「覚」によると、

1. 御小姓頭より大目付、中奥頭之忰家督之節、如古来御小姓組可被仰付候。但中奥頭之支配に而勤方中与之通たるべき事。
1. 大役人以下より御取立之もの家筋は御定之通番代之節格式一階御下可被成候。御小姓組、中奥組、大番組共其忰小従人可被仰付候。但番外以上に成候はは其忰一統之通たるべき事。

と規定してある。即ち兩条文共家督相続にあたっての格式降等を規定したものである。御小姓頭、大目付、中奥頭の子は小姓組へ、大役人以下の家筋の者は格式一階降等、小姓組、中奥組、大番組は一階下の小従人組へ降等となっている。これらを今少し整理して考察すると、家筋の高下(譜代新参)を問わず大番頭までの上昇はその器量次第で抜擢の途が開かれていた。平士の家に於いても大番頭を極官としていたことでもうなずけよう。しかし、家督相続によるその子に至っては譜代家臣家といえども家老家を除いては降等を原則としている。ただ、降等の段階数において譜代、新参に差等があったといえる。

年寄家は4~6家を上下するが、家督相続にあたっては大番頭に降等している例がある。

1. 平土出身で極官たる大番頭格まで昇進した場合、その俸は寄合格に下り、物頭格の次に位置する。
2. 御小姓頭、大目付、中奥頭の格式迄の俸は御小姓組に下る。
3. 物頭、御使番格迄の俸は中奥組に下る。
4. 番外の俸は大番組に下る。
5. 御譜代、古参、古参御取立の家は無役御番方で終わっても、その子は御小姓、中奥、大番の組より下に降らず。
6. 新参家は御小姓、中奥、大番三組の俸は父無役の場合小従人組に下る。
7. 小従人組の子は大役人へ下る。
8. 大役人の場合は小役人へ下り、次へ次へと坊主格まで落る。
9. 無役でも大いに勉強して33年御番方に居る時は格式番外となる。
10. 新参家の大役人は小従人組に昇る。小従人組は番外に昇進する。<sup>62</sup>

以上の諸条件を見れば、格式に上昇、下降のあったことが明らかとなる。

元来、格と職との区分決定は困難な場合が多いが、両者を区分する一基準に役高の問題がある。しかし、家老、番頭、物頭などは現実の職務であるから、格式であると共に役高が定まっている。<sup>63</sup>

次に、武家の家督が家の相続であるか、禄の相続であるか、職の相続であるかは甚だ興味ある問題であろう。津山藩の場合、宝永5年、享保11年の分限帳比較で明瞭な如く、格、職の上昇、下降によって知行の増減が見られる。したがって、禄が固定し、その相続が家督相続となるのは寛保年間頃ではないかと思われる。寛保2（1742）年の「覚」によると、次の如き規定が見える。<sup>64</sup>

1. 古参之面々父之跡式十六才以上奉公相勤候ものに候はは、無相違可被下之、十五才以下之ものは、三分二可被下之、十六才相成、御番等相勤候節は本高御直し可被下事。
1. 新参之面々父之跡式十六才以上奉公相勤候ものに候はは、無相違可被下、十五才以下之ものは半減被下之、十六才に相成御番等相勤候節は本高に御直し可被下之事。
1. 大目付以上は古参、新参ニテも役筋首尾克相勤候はは、其俸家督之節十五才以下たり共、無相違可被仰付事。

津山藩では跡式相続の語が使われている如く、家禄、定禄の相続を意味している。禄の固定は安永、寛保頃にあったと思わ

れる。前記、文政12、天保11年の分限帳は知行高が一定化、固定化しているとうけとれる。

跡式相続について家格が影響する。大目付以上の役職を大過なく勤めあげた場合は、その子が十五才以下であっても家禄をそのまま与えるという規定は、譜代優先の条文と解釈できる。規定では古参、新参の如何を問わないとあるが、実際大目付以上の役職は譜代家臣に独占されていて、新参家のくい込む余地はない。されば、「御譜代家は幼年家督といふ格段の御取扱あり、減禄捨扶持の事なし」といわれ、さらに、「末期に及び俸誰儀、幼年当何歳に罷成候得共、御憐愍を以家督被仰付度旨勤書相添出願御用番中受取置かる。其忌明後家督被仰渡の節、前髪付登城を許可ありと雖も、幼年者は総て振り袖を着用の例」となっていた。以って、譜代家に対する好遇が見られる。<sup>65</sup> 譜代家への優遇はこれに止まらず、例えば、当主病氣或いは大切の場合上使があるのを普通とした。また、非常の不埒の外、減禄の事もなかった。<sup>66</sup>

古参以下新参、平土の場合は、幼年家督を許されなかった。<sup>67</sup> 16才に達するまでは、古参家は定禄の3分の2、新参家は2分の1の御擬作か捨て扶持となっていた。<sup>68</sup> そして、支配頭を経て家督相続者を出し、幼年の場合名代を委嘱する。15才の末年に至って支配頭より用番中へ申請となる。家督相続者が16才以上の場合も願書を出し処置を仰ぐことになっていた。<sup>69</sup>

以上を総括すると、家督相続は禄格の相続であり、譜代家は無条件で相続を許し、古参家以下平土に対しては15才を基準として、禄高相続に制限を設けるの規定であったことがわかる。

## 5. 明治新政後の禄制格制

江戸時代の分限帳をもとに、その格制、禄制を考察したが、本項では明治維新後のそれを検討してむすびにかえたい。

明治御一新は文字通り一新の変革ラインに沿い、明治元（1868）年12月25日、領政局御改革懸りの名を以って、前記の如く、津山藩士の等級を1～15等まで定めた。しかし、この等級は一見して判明の如く、従来の格式をそのまま等級に該当させたもので、格式廃止の一新ではなかった。ただ、明治2（1869）年に至って、家督相続後の格式位置において、一新の精神が窺えるにすぎない。即ち、

士族卒族世禄被定候上者、子孫恩禄被宛行、飢渴之憂無らしめられ候得者、子孫蔭位に差据候ては自然因循之風習差起、今日維新之御政教に相戻候。依之人材輩出藩塀干城之被奉思召、銘々感憤勉勵致候様、相続等級之次第左之通相定候。<sup>70</sup>

と、維新の主旨、人材輩出の必要を述べ来り、旧来の蔭位になれることを警告した。その結果、

|         |       |
|---------|-------|
| 1等の嫡子   | 3等に落  |
| 2等の嫡子   | 6等に落  |
| 3等の嫡子   | 8等に落  |
| 4等の嫡子   | 9等に落  |
| 5～9等の嫡子 | 10等に落 |
| 10等の嫡子  | 同等に留  |
| 11等の役介  | 13等に落 |
| 12等の役介  | 14等に落 |
| 13等の役介  | 14等に落 |
| 14等の役介  | 同等に留  |

と規定された。この規定の特色は、1等（旧家老格の家）の嫡子も3等（旧御奏者格、大番頭格）へ降等すること、旧士格は降等しても10等（旧小従人組）以下に落ちない、即ち、士格、準士格との間に厳然たる格式の差を設けたことにある。旧来家中上下格式の差は厳重で、諸士以上は刀脇指の下緒を延し、大役人以下は下緒を巻き、足軽は革の下緒汚染袴に限り、陪臣は真田打の下緒となっていた。足軽が小従人以上に路上で会った時、下駄を脱して挨拶し、月並以下御徒格、坊主格も家老に対し下駄を脱すなどの儀礼はその1例である。<sup>⑭</sup>家老を除けば旧来とても格式職降等のことがあり、明治2年9月の上記取扱も根本において大差ない。しかし、特に旧来の如き譜代新参による區別取扱の撤去、家老格の降等にミスを入れた事が新風として受けとれる。また新風を入れたとはいえ、蔭位の制はそのまま存し、嫡子が無位から出発するわけではない。いわば無条件降等でない点に封建遺制が観取される。この完全撤廃は廢藩置県を待たねばならない。

一方、降等に反比例して、人材登用の線に沿って上昇し、政局の要路に進出した者も多い。残存被見し得る明治3年6月調査の津山藩禄制席次表を見ると、1級、禄百石、取米150俵という津山藩最高席次に、<sup>⑮</sup>かつての家老格佐久間、大熊、安藤、松平（永見）海老原の諸家と並んで、鞍懸寅二郎、宮田矯四郎、昌谷端一郎の名が記されており、3級、禄百石、取米80俵のところの中沢広江の名が見える。かかる諸氏の江戸時代格式と対比すればその上昇は明瞭である。わけても鞍懸寅二郎はもと赤穂藩士、赤穂藩々政改革に故あって浪人、作州に來り、後松平家に召しかかえられた新参である。その識見と開明的行動は、世人の注目するところとなり、明治元年選ばれて参与となり、同2年権大参事、同3年民部省出仕を兼ねるに至った。たまたま同4年県大属河瀬重雄を訪ね夜半帰途兇徒に阻撃されて斃れた。<sup>⑯</sup>

附記、本稿作成に際しては史料提供の点において、本学助教授矢吹

帰一氏の多大なる御便宜を頂戴した。末筆ながら記して厚く謝意を表したい。

- 註① 谷口澄夫博士著「岡山藩政史の研究」（昭和39年塙書房刊）林董一氏著「尾張藩公法史の研究」（昭和37年、日本學術振興会発行）、木村礎、杉本敏天編「譜代藩政の展開と明治維新」（昭和38年文雅堂銀行研究会発行）新見吉治博士著「下級士族の研究」（昭和28年日本學術振興会発行）などの中に、分限帳の分析が見られる。
- ② 津山温知会は明治37年小沢泰、矢吹金一郎ら数名發起人となり、旧津山藩士を会員として明治38年発会した。会長に小沢泰が就任し、明治41年より会誌、津山温知会誌を發行、旧藩関係史料を掲載した。かくして、回を重ねること15編、昭和3年の發行をもって終っている。
- ③ 津山温知会誌第2編所収、林美韶編、中沢広江補訂「越前家譜略」による。
- ④ 藤野保氏著「幕藩体制史の研究」P163
- ⑤ 津山温知会誌第2編所収、林美韶編、中沢広江補訂、「越前家譜略」P1～2
- ⑥ 徳川実紀第1編、東照宮御実紀巻7、慶長8年10月の条（新訂増補国史大系）「これ、台徳公友愛の情あつづく、殊さら秀康卿御庶兄の事ゆへ、最御優待他に殊なるべし。さりながらその時勢今を以て論ずべからず。世に越前家の家は制外なりといふはこの時よりの事とす」とある。  
栗田元次氏著「江戸時代史」上1（総合日本史大系17巻、）P294
- ⑦ 津山温知会誌第2編所収、林美韶編、中沢広江補訂「越前譜略」P2
- ⑧ 栗田元次氏著「江戸時代史」上1（総合日本史大系17巻）P294～295  
徳川実紀第2編、台徳院殿御実紀巻37、元和元年5月の条（新訂増補国史大系）「越前少将忠直朝臣今度の軍功莫大なりとて、先初花の茶壺を賜ひ、又御所御手づから貞宗の御刀をたまふ。其家臣等みな褒詞を加えられ、中にも本多丹下成重、萩田主馬には茶壺をたまひ、主馬は原禄1万石の外に、与力の禄として1万石如ふべしと命ぜらる。」とある。P40～41
- ⑨ 徳川実紀第2編、台徳院殿御実紀巻38、元和元年閏6月の条。P51  
津山温知会誌第2編所収、「越前家譜略」P2
- ⑩ 徳川実紀第2編、台徳院殿御実紀巻59、元和9年2月の条P246～247  
忠直の驕怠に就いてその原因を、「常に我父の卿は神祖の長子として、天下のゆずりをうくべき身の、わづかに国一つ領し、我又其嫡子にて家をつげば、かかる大功なしとも官位かくあるべきなりと、功大にして賞の小なりと憤り、近年強暴の挙動のみ長じ、酒と色とにふけり、参勤朝聘の礼をもつとめず、めしつかはるる男女ややともすれば、切て捨る事いくらといふ数しらず、世は太平に治まりて、弓を袋にいれ劔を箱に納る中に、越前の国はしばしば兵革をおこして、家臣大禄領する者どもも攻伐る事しばしばなりと聞えたり」とある如く、忠直の専恣及び家臣党争のことが窺える。  
津山温知会誌第2編、「越前家譜略」P2～3 栗田元次氏著「江戸時代史」上1、（総合日本史大系17巻、）P294～295
- ⑪ 林董一氏著「尾張藩公法史の研究」P51
- ⑫ 同上書 P47
- ⑬ 同上書 P49

- ⑭ 同上書 P 47  
青木武助氏著「大日本歴史集成」下巻2, P 572~573
- ⑮ 津山温知会誌第2編,「越前家譜略」P 4, 徳川実紀第2編, 大猷院殿御実紀巻2, 寛永元年の条 P 320  
同上書, 寛永6年12月の条, P 470.
- ⑯ 青木武助氏著「大日本歴史集成」下巻2, P 572~573  
徳川実紀第5編, 嚴有院殿御実紀巻59, 延宝7年10月の条, 越後騒動上裁, P 325~326  
同上書, 常憲院殿御実紀巻3, 元和元年6月の条, 越後騒動由来, P 414
- ⑰ 徳川実紀第5編 常憲院殿御実紀巻3, 元和元年6月の条, 越後騒動由来, P 414~418
- ⑱ 同上書元和元年6月の条, P 417  
津山温知会誌第2編,「越前家譜略」P 4~8
- ⑲ 徳川実紀第5編, 常憲院殿御実紀巻3, 元和元年6月の条, P 417
- ⑳ 同上書, 同上巻, 元禄7年12月の条, P 216, 元禄10年5月の条 P 296
- ㉑ 同上書, 巻37, 元禄11年1月の条, P 317  
津山温知会誌第2編,「越前家譜略」P 8~9
- ㉒ 同上家譜略, P 10
- ㉓ 同上家譜略, P 11
- ㉔ 同上家譜略, P 11
- ㉕ 同上家譜略, P 11~12
- ㉖ 同上家譜略, P 13
- ㉗ 同上家譜略, P 15
- ㉘ 同上家譜略, P 18~19
- ㉙ 同上家譜略, P 19~20
- ㉚ 同上家譜略, P 24
- ㉛ 同上家譜略, P 27
- ㉜ 同上家譜略, P 27~28
- ㉝ 津山温知会誌第12編所収, 松平確堂公年譜(矢吹正巳稿)に, 天保8年「大札ニ金十文字投鞘対鎗ヲ用ユルコトヲ特許セラル。家祖秀康忠直光長三公之ヲ用キシヲ以テ旧例ニ復スト云フ」とある。  
また, 天保10年には「美作中將」と称することを特許せらるるとある。
- ㉞ 津山温知会誌第4編所収。
- ㉟ 同上誌第12編, 一滴集抜抄は津山松平家の刀剣武具の由来, 歴代の実蹟, 其他普通御家譜等に登載せられざる事項を主として記載している。
- ㊱ 津山温知会誌第4編, 突之種草書, P 62
- ㊲ 同上会誌, 同編, 同上書, P 56
- ㊳ 津山温知会誌第12編, 明治19年山本雙松編「鶴山藩譜抜抄」P 45~53
- ㊴ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, 御譜代以下諸家順序, P 45
- ㊵ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ㊶ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ㊷ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ㊸ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ㊹ 津山温知会誌第7編所収, 柳原時代分限帳(元禄初年)P 91~94
- ㊺ 同上会誌, 第12編, 鶴山藩譜抜抄 P 45~46
- ㊻ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ㊼ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ㊽ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ㊾ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ㊿ 同上会誌, 同上編, 同上抜抄, P 43
- ④⑨ 津山温知会誌第5編, 享保12年御減知ニ付御暇人名帳, P 70~81
- ⑤⑩ 同上会誌, 同上編, 享保11年津山藩分限帳, 藩主松平浅五郎様高拾万石御時代, P 40~69
- ⑤⑪ 谷口澄夫博士著「岡山藩政史の研究」P 421  
津山温知会誌第1編文政12年稻垣茂松著「墮涙口碑」顯徳公遺事, P 29
- ⑤⑫ 津山温知会誌第4編, 明治42年, 平井真澄著「懐旧隨筆」P87
- ⑤⑬ 津山温知会誌第15編, 津山藩の禄制階級改廃調書, P 22~23
- ⑤⑭ 同上会誌, 同上編, 同上調書, P 23~24
- ⑤⑮ 同上会誌, 同上編, 同上調書, P 28~29
- ⑤⑯ 津山温知会誌第6編所収, 宝永5年正月津山藩士分限帳, 松平越後守宣富様高拾万石御時代, P 61~85
- ⑤⑰ 同上会誌, 同上編, 同上分限帳, P 61~62  
同上会誌, 第5編, 享保11年津山藩分限帳, P 40~41
- ⑤⑱ 津山温知会誌第3編所収, 文政12年津山藩分限帳, 藩主松平中将齊孝様高拾万石御時代, P 121~122  
同上会誌, 第8編, 天保11年津山藩分限帳, 藩主松平三河守齊民公高拾万石時代, P 38~39
- ⑤⑲ 津山温知会誌第7編所収, 寛保2年の覚。P 43
- ⑥⑩, ⑥⑪ 同上会誌, 第4編所収, 明治42年平井真澄著「懐旧隨筆」P 88
- ⑥⑫ 同上会誌, 同上編, 同上書, P 88~89
- ⑥⑬ 谷口澄夫博士著「岡山藩政史の研究」P 214
- ⑥⑭ 新見吉治博士著「下級士族の研究」P 11  
津山温知会誌第5編所収, 文政元年津山藩諸役料渡方, P 85~105によると,
- |      |     |     |       |
|------|-----|-----|-------|
| 家    | 老   | 御役料 | 米80俵  |
| 年    | 寄   | 〃   | 米40俵  |
| 奏者番  | 大番頭 | 御役高 | 米110俵 |
| 大目付  | 〃   | 〃   | 米105俵 |
| 町奉行  | 〃   | 〃   | 米88俵  |
| 勘定奉行 | 〃   | 〃   | 米88俵  |
| 郡代   | 〃   | 〃   | 米88俵  |
| 物頭   | 〃   | 〃   | 米78俵  |
| 大番組頭 | 〃   | 〃   | 63俵   |
- などとなっている。
- ⑥⑮ 新見吉治博士著「下級士族の研究」P 24
- ⑥⑯ 津山温知会誌第7編所収, 寛保2年の覚, P 43
- ⑥⑰ 同上会誌, 第4編所収, 明治42年, 平井真澄著「懐旧隨筆」P 84~85
- ⑥⑱ 同上会誌, 同上編, 同上書, P 84~85
- ⑥⑲ 同上会誌, 同上編, 同上書, P 84~85
- ⑦⑩ 同上会誌, 同上編, 同上書, P 87  
同上会誌, 第7編, 寛保2年の覚, P 43
- ⑦⑪ 同上会誌, 第4編, 懐旧隨筆, P 85~87
- ⑦⑫ 前記格式考察のところへ記載した等級表
- ⑦⑬ 津山温知会誌第15編, 津山藩の禄制階級改廃調書, 明治2年津山藩領政局よりの演達
- ⑦⑭ 津山温知会誌第1編, 文政12年稻垣茂松著「墮涙口碑」P 29
- ⑦⑮ 津山温知会誌第4編, 明治42年, 平井真澄著「懐旧隨筆」P 88
- ⑦⑯ 津山温知会誌第2編所収, 明治3年, 津山藩士禄制席次表, P53
- ⑦⑰ 津山温知会誌第4編所収, 明治43年矢吹金一郎稿「美作贈位者列伝」P 169~170 (昭和41年9月26日)